

【沖縄県芸術文化祭】文化芸術活動奨励映像コンテンツ業務に係る企画プロポーザル 仕様書

1 委託する業務名

【沖縄県芸術文化祭】文化芸術活動奨励映像コンテンツ業務

2 目的

沖縄県および公益財団法人沖縄県文化振興会（以下、振興会）では、県民の多様な芸術文化活動を奨励し、広く県民に芸術鑑賞の機会を提供するため、書道・写真・美術部門の公募展を中心とした、全県的な芸術文化祭を開催することで、県民文化の向上に寄与することを目的とする沖縄県芸術文化祭を開催している。

本事業においてこれまで参加が少なかった若い世代をターゲットに出品数及び観覧者数の拡大につながる動画等の広報物及び広報宣伝企画の提案を募集し、「プロポーザル方式（プレゼンテーション審査）」により、総合的な評価に基づき、受託業者を選定する。

※（沖縄県芸術文化祭ホームページ <https://okicul-pr.jp/kengeisai/>）

3 委託期間

契約締結の日から令和3年3月26日まで（予定）

4 契約上限額

提案にあたっては、総額 **2,800,000円**（消費税及び地方消費税を含む。）を上限として見積もること。

5 委託業務の概要（※各制作物の仕様は後述のとおりとする。）

(1) 動画制作及び関連する PR 活動

- ① 沖縄県芸術文化祭への関心度が低い層の興味を引く動画の制作
- ② ①で制作した動画を各媒体に掲載するために必要なデータ編集・変換作業
- ③ ①で制作した動画を沖縄県芸術文化祭ホームページに掲載
- ④ ①で制作した動画の PR 活動（ラジオ・TV・新聞・ネット広告、チラシ、ポスター制作・配布など）

(2) リーフレット制作及び関連する PR 活動

- ① (1)で制作した動画の内容をまとめた紙媒体（リーフレット）制作
- ② ①で制作したリーフレットの PR 活動

(3) 沖縄県芸術文化祭 特別展の PR 活動

- ① 特別展開催を県民に広く周知し、事業の目的が達成されるよう積極的な広報宣伝活動を展開すること。(ラジオ・TV・新聞・ネット広告、チラシ、ポスター制作・配布など)

(4)自由提案

その他、本業務の目的に資する取組みを提案し、甲と協議の上、実施。

6 企画提案の内容

課題分析を行ったうえで、下記を踏まえ本業務の実施内容・方法を具体的に提案すること。また、それが課題解決にどう結び付くかを説明すること。

(1) 動画制作及び関連する PR

①動画の仕様

動画は、下記の2種類(ア・イ)を制作すること。

ア 「書道部門、写真部門、美術部門の作品鑑賞ポイント紹介動画」

- ・各部門ごとに10~15分の動画とすること。
- ・著名な人物やインパクトのある人物等の人材を活用して制作すること。
- ・制作にあたっては沖縄県芸術文化祭の審査員から鑑賞ポイント等について、助言を受けること。

イ 「これから芸術活動を始める人に向けた沖縄県芸術文化祭 PR 動画」

- ・関心が薄い層の関心を引き参加のきっかけとなるような内容にすること。
- ・著名な人物やインパクトのある人物等の人材を活用して制作すること。

②動画の掲載と納期

- ・2021年3月9日(火)から開催される沖縄県芸術文化祭特別展で上映できるよう期限までに納品すること。
- ・沖縄県芸術文化祭のホームページで閲覧できるようにすること。
- ・YouTubeチャンネルでも配信できるようにすること。
- ・サムネイル制作も併せて行うこと。

③動画の視聴数、認知度向上に向けたPR

- ・沖縄県内において効果的な方法を提案すること。

④原則として映像(動画)の撮影時に、PR用の静止画(素材)の撮影も行うこと。

⑤制作した動画を収録した再生専用DVD(盤面へのタイトル等記載含む)を50枚、納品すること。

⑥ その他、効果的な方法があれば提案すること。

(2)リーフレット制作及び関連する PR 活動

① リーフレットの仕様

- ・記載内容は、(1)アの動画内容をわかりやすくまとめたものとする。
- ・リーフレットをもちながらでも鑑賞しやすいサイズとすること。
- ・リーフレットは、4c/4c のフルカラーで 3,000 部以上作成すること。

② リーフレットのホームページ掲載

- ・沖縄県芸術文化祭ホームページに掲載及びダウンロードできるようにすること。

③ リーフレットの PR 活動

- ・沖縄県内において効果的な方法を提案すること。

④ その他、効果的な方法があれば提案すること。

(3)沖縄県芸術文化祭 特別展の PR 活動

※沖縄県芸術文化祭 特別展は、2021 年 3 月 9 日(火)～3 月 14 日(日)に審査員及び無鑑査資格者等の作品(約 50 点)を那覇市民ギャラリーにて、展示するものである。

①特別展の PR 活動

- ・2021 年 3 月 9 日(火)～3 月 14 日(日)に開催する特別展の効果的な PR 方法を提案すること。

(4) 自由提案

その他、本業務の目的に資する取組みがある場合提案すること。

7 スケジュール (予定)

2021年1月下旬	契約締結(1月22日と仮定して提案)
2月中旬～	特別展 PR
2月下旬～3月8日までに	動画・リーフレット完成
3月上旬	ホームページ等への動画・リーフレット掲載

8 実施体制・業務主任等

(1)受託業者(以下、乙という)は、本委託業務を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整えること。

(2)乙は、本委託業務全体に関して主として指揮・監督を行う業務主任者を定め、委託者(以下、甲という)との協議や打ち合わせ等に出席させるものとする。

(3)乙は、各事業実施における主たる責任者を定め、甲との緊密な連絡と十分な打合せを行うこと。

9 成果品

成果品は次のとおりとする。なお、本業務により収集したデータ、写真等の著作権（著作権法第 21 条から 28 条に定める全ての権利を含む）は甲、に帰属するものとする。

(1)実績報告書

本業務の実施内容を記載した実績報告書を 2 部作成し、A 4 サイズで提出すること。

(2)映像

- ・マスターデータ 1 式
- ・動画共有サイトへの投稿及び再生に最適なサイズ・フォーマットにした映像データ 1 式
- ・撮影した映像素材データ 1 式
- ・素材リスト表 1 式
- ・動画内キャプションのテキストデータ 1 式
- ・再生専用 DVD（盤面へのタイトル等記載含む。） 50 枚

(3)静止画

- ・画像データ(jpeg 形式) 1 式
- ・収納画像のインデックスデータ 1 式

(4)リーフレット

- ・3,000 部以上
- ・データ (PDF、ai 形式) 1 式（キャラクターイラスト及びタイトルロゴを作成した場合には当該データ (ai、jpeg、png 形式) を含む)

(5)その他 PR 活動等で制作したもの

- ・データ等 1 式

※著作権等について

(ア) 乙は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 章第 3 節第 2 款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行行使しないものとする。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

(イ) (ア) の規定は、乙の従業員、再委託した場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。

(ウ) (ア)及び(イ)の規定については、この契約終了後も継続する。

(エ) 乙は、納入物に係る著作権法第 2 章第 3 節第 3 款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、甲に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で乙がこの契約締結以前から有していたか、又は乙が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、乙に留保され、その使用权、改変権を甲に許諾するものとし、甲は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、甲はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。

(オ) (エ) は、著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利の譲渡も含む。

(カ) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、甲の帰責事由による

場合を除き、乙の責任と費用を持って処理するものとする。

10 業務の再委託についての留意事項

・一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ甲が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。上記で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。

① 契約金額の 50 %を超える業務

② 企画判断、管理運営、指導監督、確定検査等、統括的かつ根幹的な業務

・再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。

・再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による甲の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りではない。

※ その他、簡易な業務

ア) 資料の収集・整理

イ) 複写・印刷・製本

ウ) 原稿・データの入力及び集計

エ) その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、甲と別途協議を行った業務

◇申請・承認手続について◇

ア 委託業者が甲へ再委託承認申請書（別紙様式1）を提出（再委託を行う 10 日前までに申請すること。）

イ 確認の結果、再委託が適当と判断する場合は、甲が委託業者へ再委託承認書（別紙様式3）により通知

ウ 承認を受けた内容に変更が生じるときは、委託業者が甲へ再委託変更承認申請書（別紙様式2）を提出

11 その他注意事項

- (1) 本委託業務の遂行に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策を徹底して行うこと。
- (2) 本委託業務の遂行に当たっては、条例及び規則関係法令を遵守すること。
- (3) 本仕様書に記載の業務内容は、委託候補者選定のために設定したものであり、実際の契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (4) 本仕様書記載の業務内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (5) 委託候補者として選定された場合においても、提案のあった企画内容のすべての実施を保証するものではなく、委託候補者決定後、甲と調整のうえ、実施内容を決定するものとする。
- (6) 委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる県等の交付金、補助金、助成金等との併給はできない。
- (7) 本業務の実施に当たり、届出等が必要な場合には、遺漏なく行うこと。
- (8) 本業務を実施するために必要な打合せを随時実施すること。
- (9) 本業務の実施に当たっての作業方法及び進行状況について、甲に適宜連絡すること。